

○財務省告示第二百三十号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年六月二十四日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年七月四日

財務大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

一 名称及び記 国庫短期証券（第三百七十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額



十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九									
払込 延期 日	者入 札所 参加	場元 所金 支払	償還 金額	償還 期限	争入 札発	非 格競	者 第I	特 参加	国 債市 場	口	イ	一 発 行 日	振替 単 位			
平成 二十 五年 六月 二十四 日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	額面 金額 百円 につき 百円	償還 金を 支払 う。	当 たり と きは 、そ の翌 営業 日に	た だ し 、償 還 期 が銀 行休 業 日に	平 成 二 十 五 年 九 月 二 十 四 日	十 七 銭 六 厘 三 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	募 価 格	十 七 銭 六 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 五 年 六 月 二 十 四 日	す る。 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿